

## 百五ホームローンマイページサービス利用規定（2025年8月1日制定）

百五ホームローンマイページサービス利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社百五銀行（以下「当行」といいます。）が提供する百五ホームローンマイページサービス（以下「本サービス」といいます。）をお客さまが利用する際に、お客さまと当行との間で適用される事項を定めるものです。お客さまは、本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

### 第1条（本サービスの内容および利用）

- （1）本サービスは、当行が本サービスの利用を認めたお客さま（以下「利用者」といいます。）が本サービス専用Webサイト（以下「ホームローンマイページ」といいます。）へアクセスし、当行所定の取引にかかる融資条件の履行や、融資にかかる留保金支払申請を行い、申請内容の確認ができるサービスです。
- （2）本サービスの対象取引は、当行に申込中の百五ホームローン（以下「住宅ローン」といいます。）となります。なお、本サービスの利用は、住宅ローンの審査を承諾するものではありません。住宅ローンの利用には、別途所定の審査手続きが必要となります。

### 第2条（本サービスの利用申込）

- （1）本サービスの利用申込にあたり、利用者は、本規定および関連規定の内容を承諾し、当行所定の申込書（以下「申込書」といいます。）により申込を行うものとします。
- （2）本サービスの利用申込にあたり届け出るメールアドレスは、利用者のみが使用することのできるメールアドレスを届け出るものとします。
- （3）ホームローンマイページより利用者のメールアドレスを登録後、当行より送付される「【百五銀行】仮登録完了メール」記載のURLより本登録を行います。本登録時には、次の各号に定める事項を当行に届け出るものとします。
  - ① 利用者の氏名
  - ② 電話番号
  - ③ 受付店番
  - ④ 返済用口座情報
  - ⑤ パスワード
  - ⑥ その他当行の定める事項
- （4）設定するパスワードは英数記号を含めるものとし、生年月日、電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定は避けるものとします。
- （5）本サービスは、個人（外国籍を有する場合は永住者）に限り利用申込および手続きが可能です。
- （6）当行にて申込書に記載のメールアドレスとホームローンマイページに登録のメールアドレスが一致していることを確認のうえ、申込内容を審査したのち、承認となった場合に各種手続きが可能です。
- （7）当行は、本登録完了後、届出されたメールアドレス宛に、「【百五銀行】本登録完了メール」を送信します。
- （8）利用者は当行が申込受付事務を行った後、利用者の登録済メールアドレスおよびパスワードによりホームローンマイページへログインし、本サービスの利用を開始することができます。
- （9）利用者は、本サービスで利用できない文字を利用する場合には、利用者または当行が本サービスで利用できる漢字、ひらがな、またはカタカナに置き換えることに予め同意するものとします。

### 第3条（本サービスの利用環境等）

- (1) 利用者は、本サービスの利用にあたり、当行所定の利用環境を備えた端末を用いて利用するものとします。
- (2) 利用者が使用する端末、ソフトウェア等によっては、本サービスを利用することができない場合があります。利用者は、本サービスを利用するにあたり必要となる端末およびソフトウェア等を、自らの責任において、準備、管理等を行うとともに、付帯する一切の費用を負担するものとし、当行はこれらについて、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き一切の責任を負いません。
- (3) 本サービスの利用可能時間は、当行所定の利用可能時間とします。但し、当行は、この利用可能時間を、利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。なお、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部を利用することができない場合があります。
- (4) 本サービスの利用は、日本国内からの利用に限られるものとします。やむを得ない事情により日本国外から本サービスを利用する場合は、利用者は、当該外国の法令、制度、通信事情等について利用者自身の責任と判断で事前に確認するものとします。また、当該外国各国の法令、制度、通信事情その他の事由により利用者が本サービスを利用したこと、または本サービスの全部または一部を利用できなかったことに伴い、利用者に何らかの損害が発生した場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は一切の責任を負わないことを理解し、承諾するものとします。

### 第4条（個人情報）

当行は、利用者が本サービスにおいて届け出た個人情報（氏名・生年月日・住所・連絡先電話番号・メールアドレス等、特定の個人を識別することができる情報をいいます）を、当行ホームページに掲載している「個人情報保護宣言」に記載の「個人情報の利用目的」および、以下に記載の目的のために利用できるものとします。

- ①本サービスの利用申込および利用者の管理のため。
- ②その他、本サービスの利用を円滑にするため。

### 第5条（本人の意思による手続き）

本サービスの利用にあたっては、端末から登録済のメールアドレス（以下単に「メールアドレス」といいます）、パスワードを正確に入力するものとします。端末から通知されたメールアドレス、パスワードと、当行に登録されているメールアドレス、パスワードが一致した場合、当該端末による本サービスの利用は、第三者による場合であっても利用者本人の意思によるものとみなします。

### 第6条（振込処理）

- (1) 当行は、お客さまより拘束性預金扱いとすることの承諾書（以下「承諾書」といいます。）の提出がある場合、本サービスを通じたお客さまの指示に基づいて、承諾書に記載の通知預金を解約し、解約金を住宅ローン返済用預金口座に入金のうえ、記載の住宅ローン返済用預金口座からお客さまの指定した金額を引落としたうえお客さまが指定した預金口座への振込申請を行うことができます。なお、通知預金の解約金が振込金額に満たない場合、不足分を住宅ローン返済用預金口座より払い戻しのうえ充当するものとします。また、振込が発生せずに解約金が住宅ローン返済用預金口座に残留する場合は、残留金額以上の支払い済み領収書および購入明細等を提出します。

この場合、預金の引落しは、各種預金規定、各種カードローン規定にかかわらず、通帳、払戻請求書およびカードの提出は不要とします。なお、取扱方式は「電信扱い」とします。

- (2) 前項の振込後、なお残額があるときは、預金者名義の通知預金口座に預け入れます。預け入れた預金につき、銀行が引き続き拘束性預金として取り扱うことに承諾し、以降、前項の取扱いにしたがいます。

- (3) 利用者は、ホームローンマイページに、振込希望日（予定日）、振込先の金融機関・支店名、預金種目、口座番号、受取人名、支払金額等、指定された項目について正確に入力するものとし、当行は入力された事項を振込依頼内容とします。
- (4) 利用者は、振込の依頼にあたって支払金額、振込手数料を支払うものとし、
- (5) 本条第3項の振込希望日は、ホームローンマイページから申請した日を起算日とする5営業日後以降の銀行営業日に限ります。
- (6) 振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し支払金額と振込手数料を受領した時に成立するものとし、住宅ローン返済用預金口座の残高が支払金額と振込手数料の合計額に満たない場合には、振込希望日の前営業日までに差額に相当する金額を住宅ローン返済用預金口座へ入金するものとし、
- (7) 振込依頼内容に追加・変更・削除がある場合には、振込希望日の5営業日前までに当行へ連絡するものとし、
- (8) 利用者は、本サービスにかかる振込処理について振込金受取書が発行されないことについて予め承諾するものとし、

#### 第7条（セキュリティ対策）

利用者は、利用者が利用する端末へのセキュリティソフトの導入等のセキュリティ対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用することとします。

#### 第8条（パスワード・メールアドレス等の管理）

- (1) 本サービスのパスワードについては、利用者自身の責任において厳重に管理するものとし、いかなる場合にもパスワードを譲渡、貸与その他の処分により利用者自身以外の第三者に利用させることはできません。
- (2) パスワード・メールアドレス等（以下「パスワード等」といいます）につき、失念した場合、または盗用その他不正使用のおそれがある場合は、利用者は、パスワード等の変更手続を行う等当行所定の手続きを直ちにとるものとし、
- (3) 当行において不正または不適切な使用のおそれがあると認める場合は、当行は利用者に事前に通知することなく、本サービスの利用を停止することがあります。利用を停止された者が利用を再開するためには、当行所定の手続きをとるものとし、
- (4) 利用者は、当行からホームローンマイページの登録内容確認について依頼があった場合には、これに応じるものとし、

#### 第9条（禁止事項）

- (1) 利用者は、本サービスの利用にあたり本規定に定める事項を遵守するほか、次の各号に該当する行為を行わないものとし、
  - ① 本サービス利用時に虚偽の内容を送信・登録する行為
  - ② 本サービスの利用により入手した情報を転用または改ざんする行為
  - ③ 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為
  - ④ 本サービスに関する当行または権利者の知的財産権を侵害し、または侵害する恐れのある行為
  - ⑤ 他のお客さまのメールアドレスまたはパスワードを不正に使用する行為
  - ⑥ 当行、他のお客さま、または第三者の財産・プライバシーを侵害し、または侵害する恐れのある行為
  - ⑦ 当行、他のお客さま、または第三者に不利益または損害を与える行為、または不利益を与える可能性のある行為

- ⑧ 本サービスの運営を妨げる行為、またはその恐れのある行為
  - ⑨ 法令または公序良俗に反する行為
  - ⑩ その他、当行が不適切と判断する行為
- (2) 前項各号に該当する行為または利用者の責めに帰すべき事由により、当行に損害を与えた場合には、利用者は当行が被った損害を賠償する責任を負うものとします。また、利用者がかかる行為または事由により、第三者に損害を与えまたは第三者との間に紛争が生じた場合、利用者は自己の責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、当行は一切関与しないものとします。
- (3) 当行は、利用者が本条第1項各号に該当する行為を行った場合には、事前に通知することなく本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または利用停止することができるものとします。

#### 第10条（免責事項等）

- (1) 次の各号の事由による本サービスの全部または一部の利用不能、取扱の遅延等により利用者に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- ① 天災もしくは人災または裁判所もしくは行政等の公的機関による措置等のやむを得ない事由があるとき
  - ② 通信機器およびコンピュータ等に障害が生じたとき
  - ③ 電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネット等に障害が生じたときの不通または混雑、通信経路における取引情報の漏洩、通信業者のシステム障害が生じたとき
  - ④ 技術上もしくは運用上の事由等により本サービスを停止する必要があると当行が判断したとき
  - ⑤ 前条第3項により本サービスの利用を制限または停止するとき
  - ⑥ その他、当行の責めに帰すべからざる事由が生じたとき
- (2) 利用者の申請内容の誤りおよび利用者が速やかな届出事項の変更、解約等を怠ったことにより利用者に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (3) 当行が、メールアドレス、パスワード等（以下「パスワード等」といいます）の一致により本サービスが利用された場合は、パスワード等につき盗用および通信電文改ざん、盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
- (4) また、当行は、利用者がパスワード等の入力を当行所定の回数以上失敗した場合その他当行がパスワード等の不正利用のおそれがあると判断した場合には、当該パスワード等の利用停止措置（以下「利用停止措置」といいます）を採れるものとします。この場合、当該利用停止措置の解除を行わない限り、利用者は本サービスを利用できず、また、当行は当該利用停止措置に起因して利用者に生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負いません。
- (5) 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含みます）、当行は利用者の承諾なく、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続きに基づいて情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
- (6) 前各項に定めるもののほか、本サービスを利用したことによる損害は、当行に重大な過失がある場合を除き利用者が一切の責任を負うものとします。なお、当行に重大な過失がある場合の損害賠償責任は、利用者に通常生じる直接の損害に限るものとします。

#### 第11条（届出事項の変更等）

- (1) 届出事項を変更する場合、利用者は直ちに当行所定の方法により当行に届け出るものとします。

- (2) 利用者は、以下の事由が生じた場合には直ちに当行に届け出るものとします。
- ① 相続の開始があったとき
  - ② 支払の停止、破産手続開始、または民事再生手続開始の申立があったとき
  - ③ 後見開始、補佐開始、補助開始の審判を受けたとき
- (3) 届出事項の変更は、当行所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じないものとし、利用者が本条に定める届出を失念、懈怠したことにより利用者が生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

#### 第12条（届出連絡先への通知）

- (1) 当行は利用者に対し、利用内容について通知、照会、確認を行うことがあります。その場合、利用者が当行に届け出た住所、電話番号、メールアドレス等を連絡先とします。
- (2) 当行が前項に基づく連絡先に通知、照会または確認を発信または発送した場合には、これらが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第13条（解約等）

- (1) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。当行に対する解約の通知は当行所定の方法によるものとします。
- (2) 前項の解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続きを完了したときに生じるものとします。なお、利用者が当行所定の書面を当行に提出した後、解約手続き完了までに生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- (3) 利用者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも、利用者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
- ① 支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき
  - ② 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
  - ③ 利用者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続の開始があったとき
  - ④ 前3号のほか、利用者の信用情報に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
  - ⑤ 相続の開始があったとき
  - ⑥ 本規定に定める届出（変更の届出を含みます。）につき、届出に懈怠があったときまたは届出内容に虚偽の内容があることが判明した場合
  - ⑦ 不正な取引を行ったと当行が判断した場合
  - ⑧ 法律、命令、処分、規制その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると当行が判断した場合
  - ⑨ 本規定、約定書その他利用者が当行との間で締結している約定、契約に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する事由が生じた場合
  - ⑩ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
  - ⑪ 前各号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じたとき
- (4) 利用者に前項各号の事由がひとつでも生じたときには、当行は利用者へ通知することで本サービスの利用契約を解約することができるものとします。なお、利用者への通知の到達の如何にかかわらず、当行が解約の通知を利用者が予め届け出たメールアドレス・住所へ発信または発送したときに、本サービスの利用契約は解約されたものとします。
- (5) 本条に基づき本サービス利用が停止された場合または本サービスの利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

#### 第14条（反社会的勢力の排除）

- (1) 利用者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ③ 自己、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 利用者が、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本サービスの利用を継続することが不適切である場合には、当行は、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止することができ、利用者に通知することで本サービスを解約することができるものとします。この場合にも第13条第4項のなお書きが適応されます。
- (4) 前項の規定の適用により利用者に損害が生じた場合であっても、当行は一切の責任を負いません。また当行に損害が生じた場合は、利用者が責任を負うものとします。

#### 第15条（本サービスの変更・停止・廃止）

- (1) 当行は、本規定で定める場合のほか、当行の都合により本サービスの内容の変更または本サービスを停止・廃止することがあります。この場合、利用者は、当行に対し一切の異議を述べないものとします。また本サービスの内容の変更または廃止により生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
- (2) 当行は、本サービスを変更・停止・廃止する場合には、実施日および実施内容等を当行ホームページに掲載する等によりあらかじめ告知するものとします。実施日以降は、利用者の同意があったものとみなして、本サービスの変更・停止・廃止ができるものとします。
- (3) なお、緊急のセキュリティ対策を行う場合でやむを得ない事由があるときは、前項に関わらず、事後速やかにお客さまに通知またはウェブサイトで公表を行うことができるものとします。
- (4) 利用者は、当行が本サービスを廃止する場合、登録されている各種データを削除することに異議を述べません。

#### 第16条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当行所定の各関連規定により取り扱います。なお、本規定において定義のない用語で、各関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

#### 第17条（規定の変更）

- （1） 本規定の各条項その他の条件は、本サービスの内容変更、その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （2） 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 第18条（権利、義務の譲渡、質入の禁止）

利用者は、本規定上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他一切の処分をしてはならないものとします。

#### 第19条（顧客情報の取扱い）

本サービスの利用に関し、当行は利用者の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の子会社・関連会社・代理人、またはその他第三者に提供し、利用させることができるものとします。

#### 第20条（準拠法と管轄）

本規定および本規定に基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第21条（秘密保持）

利用者は、本規定に定める場合を除き、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に漏洩しないものとします。

以上